

自家用機で事業はできません！

航空機を使用して行う事業には、大きな危険を伴うことなどの観点から、許可が必要です。無許可で営業をした者は、3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金に処せられます。

許可が必要となる事業

他人の需要に応じ、**航空機を使用**して、**有償**で

- 旅客又は貨物を運送する**事業**(*1)(航空運送事業)
 - 旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う**事業**(*2)(航空機使用事業)
- を営営する場合は、**航空法第100条又は第123条の許可が必要です。**

(*1)

遊覧飛行は、旅客を運送する事業に含まれます。

(*2)

写真撮影、空中測量、操縦訓練、薬剤散布などが該当します。

用語の解説

「**他人の需要**」…… 不特定多数の他人、すなわち公衆の用に供する場合と、特定の者の利用に供する場合の両方が含まれます。

「**航空機を使用**」…… その者が、航空機の運航の主体となってという意味で、航空機の実管理権を有して、これを運航させる場合を指します。

「**有償**」…… 運航の対価を得てという意味で、寄附、謝礼、燃料代その他名目の如何は問いません。

「**事業**」…… 一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的な遂行が、社会通念上事業と認められる程度に至るものを指し、営利目的かどうかを問いません。

自家用機の運航者の皆様へ

現在、航空機を使用して何らかの事業を行っている方、または、将来始めようとしている方は、その事業が航空法の**許可を必要とするか否かをご確認**いただき、法令を遵守した適切な事業の実施に努めていただきますようお願いいたします。

空港等の管理者及び既許可事業者の皆様へ

自家用機を使用して、航空法の**事業許可が必要となる運航をしている疑いのある者を****知り得たとき**は、速やかに地方航空局航空振興課に**通報**いただきますようお願いいたします。

【相談・通報連絡先】



東京航空局 地域航空事業課 事業係(東日本エリア)
大阪航空局 地域航空事業課 事業係(西日本エリア)

電話 03-5275-9315
電話 06-6937-2703